

文京学院大学 保健医療技術学部 保護者会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、文京学院大学 保健医療技術学部 保護者会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を 埼玉県ふじみ野市亀久保 1196 文京学院大学 保健医療技術学部 ふじみ野キャンパス内に置く。

(支 部)

第3条 本会は、細則の定める場所に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、文京学院大学 保健医療技術学部の教育方針に則り、保護者と教職員が協力して、学生の健全育成と学力充実を図るとともに、会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学教育の発展のために必要なる後援
- (2) 学生教育への提言のため保護者会等の開催
- (3) 学生教育の向上のための保護者と教職員との連携
- (4) 会員相互の理解と親睦に関する事業
- (5) 会報誌の発行
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なる事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会は、次の者を会員として組織する。

- (1) 正 会 員 文京学院大学 保健医療技術学部に在籍する学生の保護者又は保証人等
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する者で役員会の承認を得た者

(会 費)

第7条 会員の会費は、別に細則でこれを定める。

- 2 会費の改定は、役員会の審議を経て総会において決する。

(会費の不還付)

第8条 既に納めた会費その他の金品は、いかなる場合においても還付しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 正会員の保護下にある学生が卒業又は退学し若しくは除籍されたとき

- (2) 個人である賛助会員が成年被後見人又は破産の宣告を受け、死亡し又は失踪宣言を受けたとき若しくは法人又は団体である賛助会員が破産、解散その他これらに準じる事由が生じることとなったとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第10条 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき又は本会の体面を汚すような行為をしたときは、役員会の議決を経て、会長が除名することができる。

第4章 役 員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長・会計 2名
- (3) 幹 事 40名以内（但し、会長、副会長を含む。）
- (4) 監 査 2名

(選 任)

第12条 役員は、定時総会において正会員の中から選任する。

- 2 役員は互選により、会長、副会長及び監査を選任する。
- 3 監査は、幹事を兼ねることができない。

(会長の職務)

第13条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

(副会長の職務)

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(幹事の職務)

第15条 幹事は、次の職務を行う。

- (1) 本会の事業の企画遂行に必要な立案及び処理をすること
- (2) 役員会において議案を審議すること

(監査の職務)

第16条 監査は、次の職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
- (2) 幹事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は幹事の業務執行について不正があることを発見したときは、役員会又は総会を招集し、報告すること

(役員任期)

第17条 役員任期は、1年とし、定時総会終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は再任を妨げない。
- 4 役員は、辞任し又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、役員会において4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

第5章 会 議

(会 議)

第19条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会の招集等)

第20条 総会は、正会員をもって組織する。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回春期に会長が招集する。但し、役員会が必要と認めたとき、正会員の10分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき若しくは監査が第16条第3号に基づき報告をする必要があるときは、会長はその請求があった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、その会議に付すべき事項、日時及び場所を示し、少なくとも開催日の20日前までに正会員に通知する。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長に差し支えのあるときは、副会長がこれに当たる。会長及び副会長に差し支えのある場合は、幹事の中から互選により選任する。

(総会の議決方法)

第22条 総会は、正会員の5分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第23条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) 役員を選任
- (5) 役員が必要と認めた事項
- (6) その他本会の目的達成に必要な重要事項

(議決事項の通知)

第24条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、役員をもって組織する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。但し、幹事の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求されたとき又は監査が第16条第3号に基づき報告をする必要があるとき

は、会長はその請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たり、会長に差し支えのあるときは、副会長がこれに当たる。会長及び副会長に差し支えのある場合は、出席幹事の中から互選により選任する。

(役員会の議決方法)

第27条 役員会は、幹事の過半数の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 役員会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の審議事項)

第28条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の運営に関する事項
- (2) 総会提出議案に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の運営に関する事項
- (4) その他本会の目的達成に必要な重要事項

(議事録)

第29条 すべての会議における議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上の者が署名押印の上、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、役員会にあってはその役員会に出席した役員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長がこれを管理する。

- 2 本会の資産は、銀行預金等安全確実な方法による預入を行うものとし、文京学院大学 保健医療技術学部 教務グループにおいてその通帳及び印鑑等の保管、管理等を行う。

(経費の支弁)

第32条 本会の事業遂行に要する費用は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、毎年度役員会がこれを作成し、役員会の審議を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後に役員会がこれを作成し、監査員の監査を受け、役員会の審議を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更並びに解散

(会則の変更)

第36条 本会則の変更は、役員会の審議を経て、総会において出席者の3分の2以上の議決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解 散)

第37条 本会の解散は、役員会の審議を経て、総会において出席者の4分の3以上の議決をもって決し、且つ、学校法人文京学園の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散に伴う残余財産の処分の方法は、役員会の審議を経て、総会において出席者の4分の3以上の議決をもって決し、且つ、学校法人文京学園の許可を得なければならない。

第8章 補 則

(細則の制定)

第39条 本会則の実行に必要な細則は、役員会の審議を経て別に定めることができる。
2 細則を定めた場合には、次期総会に報告しなければならない。

第9章 慶 弔

(弔 事)

第40条 学生が死亡した際は、本会より弔慰金10,000円を贈る。

附 則

本会則は、平成20年4月1日から施行する。

本会則は平成26年6月14日改正、平成26年7月1日より施行する。

本会則は平成28年6月11日改正、平成28年7月1日より施行する。

本会則は令和2年10月1日より施行する。

会費に関する細則

(会費の額)

第1条 本会の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 0円
- (2) 賛助会員 年額 0円

(会費納入時期)

第2条 正会員の会費納入時期は、次のとおりとする。

- (1) 初年度会費は、入学時一括納入とする
 - (2) 次年度以降の会費は、前期授業料納入時一括納入とする
- 2 賛助会員の会費納入時期は、役員会の決するところによる。

(入会時期)

第3条 本会への入会時期は、原則として年度の始めからとする。但し、年度の途中に入会の申し出があった場合の入会時期、会費の額及びその納入時期については、役員会の決するところによる。

附 則

1. 本細則は、平成20年4月1日より施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、第1期生、第2期生並びに第3期生の正会員の第1期会計年度の会費納入時期は、平成20年度後期授業料納入時に合わせて一括納入とする。

【改正履歴】

1. 第1回改正

改正日：平成26年6月14日

施行日：平成26年7月1日

改正内容

- (1) 看護学科の新設により、役員が増員となった。このため、第11条(3)幹事「30名以内」とあるのを「40名以内」に改める。
- (2) 第40条(設立時役員)を削除する。
(同条第2項に「本条は、最初の定時総会終結後に、本会則から削除する。」と記載があったが、未削除であったため)
- (3) 第41条(最初の事業年度)を削除する。
(同条第2項に「本条は、最初の会計年度に係る総会の承認を得た後に、本会則から削除する。」と記載があったが、未削除であったため)

2. 第2回改正

施行日：令和2年10月1日

改正内容：第4章役員第11条(2)副会長・会計2名(下線を追加)。

3. 第3回改正

施行日：令和3年4月1日

改正内容：第1条 正会員年額6,000円から0円、賛助会員年額10,000円/1口を0円に改正。